

Financial Adviser

ファイナンシャル・アドバイザー

9

2008

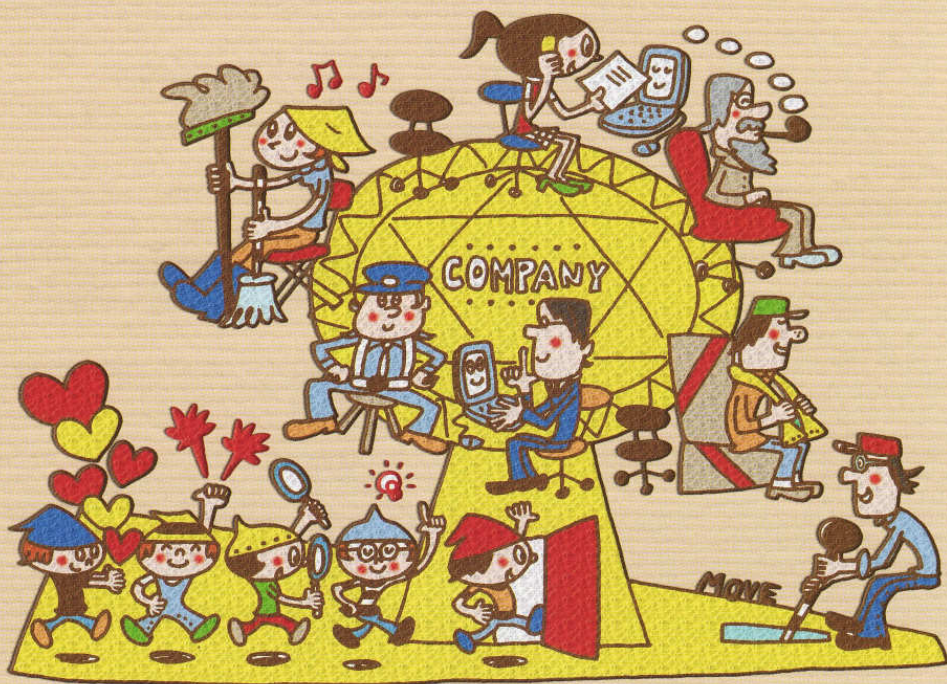
好評連載

団塊世代への運用アドバイスABC
「ポートフォリオのメンテナンス」

保険商品バッチリアドバイス
「個人年金の種類と特徴」

特集

ここに着目! FPの法人渉外ヒント集



特別企画

注目を集めるETFをどう活用するか

税金教室

●第6回のテーマ●

相続税②

相続税の総額と納税額の求め方



◀タックス博士

落合会計事務所 古井洋平

博士 こんにちは。今回は相続税の基礎控除まで勉強しましたね。二人ともここまでの流れを覚えていますか？

香織 はい。まず被相続人の「課税財産の総額」から「債務」を差し引いて「課税価格」を求めます。大輔 「課税価格」から「基礎控除」の5000万円+(1000万円×相続人の数)を差し引き、課税遺産総額を求める。ここまですが前回の流れでしたね。

博士 そのとおり。それでは、今回は相続税の計算の最後まで、①相続税の総額、②各相続人の納める税金の計算を勉強していきますよ。

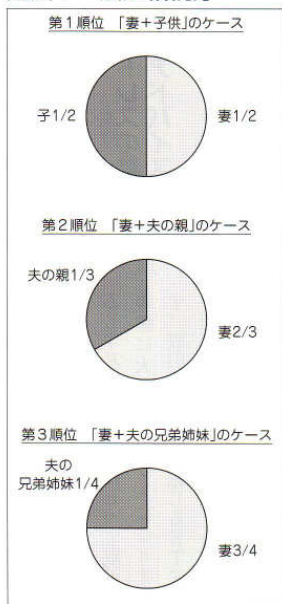
法定相続分どおりに分けたものとして計算

博士 課税遺産総額まで計算できたら「法定相続分」に基づいて、相続税の総額を計算します。

香織 法定相続分は、どのように決められているのですか？

博士 法定相続分とは、民法によって決められた相続割合のことです。相続人が妻と子供2人なら、

図表1 法定相続分



妻が1/2、子供がそれぞれ1/4となり(図表1)。

大輔 民法で決められた割合で分けるのですか？ 各相続人が話し合って「この財産は誰が引き継ぐ」と相談して分けると思っていたのですが。

博士 ここでは「相続税の総額」を出すために、仮に「法定相続分に分けた」ものとして、各相続人の相続税額を計算するのです。この部分が相続税の計算で一番難しいところですね。各相続人が実際に財産を分けて、各人がどのくらいの納税になるかというのは、次の段階になります。

香織 法定相続分に分けたものとするのは、あくまで「相続税の総額」を出すためのですね。しっかり覚えてます！

博士 それでは、前回に引き続き、課税価格が1億円、相続人が妻と子供2人というケースで考えてみましょう。

大輔 相続人が3人なので、基礎控除の8000万円を1億円から差し引いて、課税遺産総額が2000万円となります。法定相続分を考えると、妻はその1/2の1000万円、子供はそれぞれ1/4で500万円ずつということになりますね。

博士 正解です。図表2のとおり、取得金額が1000万円以下の税率は10%です。香織さん、相続税の総額はいくらですか？

香織 妻は1000万円の10%で100万円、子供はそれぞれ50

図表2 相続税の速算表

法定相続人の取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
3億円以下	40%	1,700万円
3億円超	50%	4,700万円

0万円の10%で50万円ずつですの
で、合計で2000万円です。
博士 そのとおり。つまり、国と
しては、この相続人3人に「どん
なふうに財産を分けてもいいか
ら、全員で最終的に2000万円相
続税を払ってくださいね」という
ことになるわけです。

大輔 なるほど、相続税の総額を
先に計算する理由は、どんなふう
に財産を分けても、相続人全員が
支払う税金を同じ金額にするため
なのですね。

博士 そういうことになりました
ね。財産がどんなに多くても、計
算の流れは同じです。課税価格が

5億円あると、相続人が妻と子供
2人であれば、相続税の総額は1
億1700万円となります。課税
価格は5倍で、相続税は58.5倍
にもなるのです。

大輔 ど、どうしてそんなに高く
なるのですか？

博士 これは相続税が「累進課
税」といって、財産が多ければ多
いほど税率が高くなるという仕組
みになっているからです。

香織 財産が土地や建物などすぐ
には売れないものばかりで、相続
税が高くなってしまつと、相続が
大変になりますね。

博士 そうですね。事前に準備を
しておくことが大事です。それ
は次に進みましょう。

納税がない場合でも必要な 遺産分割協議書の作成

博士 それでは、先ほどの例に戻
ります。この3人の相続人は、夫
が残した財産について「遺産分割
協議」を行うことになりました。

大輔 遺産分割協議ですか。また
難しい感じがしますね。

博士 遺産分割協議とは、簡単に

言えば「相続人の全員で、どの財
産を誰が引き継ぐかということに
ついて話し合い、書面に署名と押
印をすること」です。ハンコは印
鑑登録のある「実印」を使いま
す。でき上がった書類を「遺産分
割協議書」といいます。

香織 遺産分割協議書は、必ず作
成しなくてはならないのですか？

博士 遺産分割協議書がないと、
被相続人の財産は「未分割」のま
まになってしまいます。例えば不
動産、預貯金、自動車などについ
ては、遺産分割協議書がないと名
義変更ができません。

大輔 なるほど。ということは、
相続税がまつたかからず、「納
税なし」という場合でも、残され
た財産がある場合には、遺産分割
協議書が必要ということですね。

博士 大輔君、いいところに気が
つきましたね！ そのとおりで
す。相続税がかからないから、何
もしなくていいというわけではな
いので、注意が必要ですね。

博士 名義変更をするには、遺産
分割協議書の他、被相続人の「生
まれてから亡くなるまで」の戸籍

謄本一式、さらに相続人全員の戸
籍謄本などを付けて、所定の手続
きをすることになります。

香織 どの財産を誰が引き継ぐか
については、「遺言書」がある場
合も考えられると思うのですが、
そのときも遺産分割協議書は必要
になるのですか？

博士 遺言書がある場合には遺言
書が優先されますので、遺言書の
内容に従って財産を分けることに
なります。この場合は、遺産分割
協議書を作る必要はありません。
ただし、相続人全員の同意があれ
ば、遺言書によらずに、あえて遺
産分割協議書を作ってもかまいま
せん。

大輔 遺産分割協議書が遺言書の
どちらかがあれば、被相続人の財
産を「分割」することができると
ですね。覚えておきます。

引き継いだ財産の 割合に応じて納税

博士 さて、話を戻して各相続人
が納付する相続税額の計算です
が、これは相続税の総額に対し
て、遺産分割協議書や遺言書に従

って、その相続人が財産を「引き継いだ割合に応じて納税」することになります。また先ほどの例で話しましょう。

香織 相続税の総額は200万円でした。これを、引き継いだ割合に応じて納税するのですね。

博士 一人の相続人が財産を全部引き継いだ場合には、200万円の全額をその相続人が納税することになります。1/2引き継いだ場合や、1/4引き継いだ場合も、考えてみましょう。

大輔 相続税の総額は200万円ですから、1/2引き継いだ場合は100万円、1/4引き継いだ場合は50万円ですね。

博士 そのとおりです。財産をたくさん引き継いだ人はたくさん納税し、まったく引き継がなかった人は、納税額はゼロとなります。

ここまでは、相続税の計算の流れとなります。おさらいをしながらポイントを確認しましょう。

香織 課税価格から基礎控除を差し引き、課税遺産総額まで求めることができました。「法定相続分に分けたものとして各相続人の相続

税額を計算する」。これは相続税の総額を出すためでしたね。

大輔 その相続税の総額に対し、遺産分割協議書や遺言書に従い、その相続人が引き継いだ財産について、「引き継いだ割合に応じて納税額を計算する」ということでしたね。

博士 ここまでで分かるように、相続人全員でいくら相続税を払うかには、二つのポイントがあります。一つは「被相続人が残した財産がどのくらいあるか」で、もう一つは、「相続人の構成と人数が何人か」ということです。

香織 なるほど。確かにこの二つの組み合わせで、相続税の総額が計算されますね。

大輔 この二つのポイントを押さえておけば、概算で相続税のお話をしてあげることができまね。

博士 そうですね。相談に来られたお客様に被相続人の残した財産、または残すであろう財産の大きな額と相続人の数を教えてもらえば、「その条件ですと、概算で相続税は〇〇円となります」と少し具体的なお話ができます。た

図表3 「相続税の総額」の概算

(単位：万円)

課税価格	法定相続人			
	妻のみ	妻、子1人	妻、子2人	妻、子3人
6000万円以下	0	0	0	0
1億円	600	350	200	100
1億5000万円	2,000	1,200	925	700
2億円	3,900	2,500	1,900	1,625
2億5000万円	5,900	4,000	3,150	2,750
3億円	7,900	5,800	4,600	4,000
3億5000万円	9,900	7,800	6,350	5,500
4億円	12,300	9,800	8,100	7,050
4億5000万円	14,800	11,800	9,850	8,800
5億円	17,300	13,800	11,700	10,550

だし、あくまでそのときにお伺いした条件での「概算」であることをお話することが重要です(図表3)。

二次相続等も考慮し「配偶者の税額軽減」を活用

香織 詳しい条件を教えてください。

と、正確な数字でお話できるといふことですね。ところで、相続税には所得税のように、納税額が少なくなるような特別な規定はないのでしょうか。

博士 もちろん相続税にも、納税額を少なくする規定はいくつか用意されています。一番大きなものは「配偶者の税額軽減」という規定です。

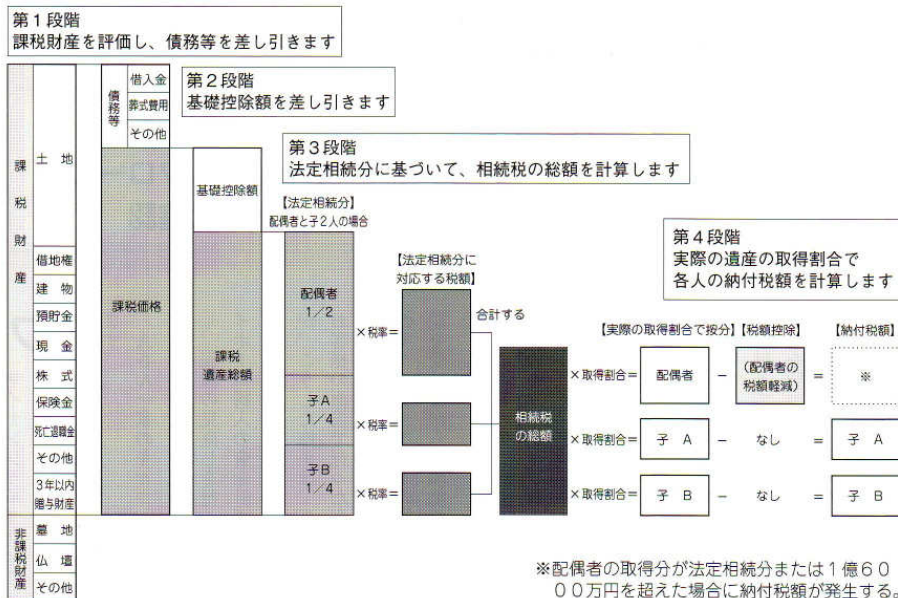
大輔 配偶者というのは、夫からは妻、妻からは夫ということですよ。今までの例であれば、妻の特例ということですか？

博士 そうです。配偶者の税額軽減とは、配偶者が相続により引き継いだ財産のうち、「法定相続分または1億6000万円までの財産については、配偶者には相続税

がかからない」という規定です。

1からはじめる税金教室

図表 4 相続税の計算プロセス



香織 つまり「財産が1億円程度であれば、財産をすべて配偶者が引き継げば相続税はかからない」ということですね。

大輔 これまでの例であれば、財産をすべて妻が引き継げば納税額はゼロですから、そのようにアドバイスすればいいということですか？

博士 大輔君、そのアドバイスをする際、同時に将来の妻の相続のことも考えなければいけないのです。夫が亡くなった後、その次に妻が亡くなることを「二次相続」といいます。

香織 あっ、二次相続のときには、配偶者はいないわけですから、配偶者の税額軽減の規定が使えずに、さらに基礎控除の金額も少なくなってしまうね。

博士 そういうことになりますよね。そのときだけの納税額を考えずに、夫の相続時に「ある程度子供が財産を引き継いで」相続税を納税し、二次相続も含めて納税額をなるべく少なくすることが大切です。

大輔 二次相続も含めてお話をし

相続税を計算する際には、法定相続人が法定相続割合どおりに相続したと仮定した上で、相続税の総額を算出します。



ないと、結果的に相続税が高くなることもあるのですね。

博士 また、税金のことはかなり考えて、奥様の今後の生活のことをおろそかにしてはいけませんよ。

香織 つまり、相続時には、相続人がお互いのことをよく考えて「分割案」を出し、かつ納税額が少なくなることが望ましいということですね。

博士 そのとおりです。いくら相談に乗ってあげることができても、分割案を考えるのはあくまで相続人の皆様です。その話し合いが少しでも円滑に進むように、今回の相続税の計算の流れをよく覚えておいてください(図表4)。